

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入に反対する意見書

上記の議案を提出する。

平成21年12月21日

提出者

26番 桜井和実

18番 石井一徳

10番 桑津昇太郎

15番 松本清治

21番 田辺あき子

22番 山本あつし

武蔵野市議会議長 島崎義司 殿

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入に反対する意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「同機構」という。）は、平成 21 年 3 月 31 日に閣議決定した「規制改革推進のための 3 か年計画」に則り、賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入について具体的措置を決定しました。同決定では、平成 21 年度に全国 32 団地約 3 万戸を選定し、定期借家契約による空き家入居者募集を実施するとしており、団地再生事業等を予定している団地の戸数をあわせ、全賃貸住宅の管理戸数の約 2 割に導入拡大するとしています。

定期借家制度は元来、民間借家の流動化、借家市場の育成を目指して創設されたものであり、一方、公団住宅は今では公営住宅等とともに法的にも住宅セーフティネットとして位置づけられています。政府は制度創設の当初から、公的賃貸住宅にはその目的に照らして「なじまない」ことを国会でも強調してきました。

さらに、機構が本年 4 月に「閣議決定」の一語をもって公団住宅への定期借家契約導入の理由を居住者に説明した後の本年 6 月 17 日、金子一義国土交通大臣は国会で「政府側でもう少し詰めてもらう」と答え、十分な検討のないままの方針強行であることを明らかにしました。

政府自身まだ十分検討せず、当の機構も「閣議決定」以外にひと言も説明できないまま、明らかに借家人に不利、居住の安定を脅かす定期借家契約の導入・拡大の実施を認めることはできません。

また、既に建てかえ予定団地を対象に実施した定期借家契約に加え、今後さらに定期借家契約の導入を拡大することは、居住者個々の居住の安定を奪うばかりでなく、入居時期により契約内容を異にする居住者の混住が、団地管理上、地域コミュニティの形成上の困難を生み出すことも危惧されます。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対し、独立行政法人都市再生機構に都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約の導入拡大について見直されるよう働きかけることを要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

あて